議第45号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第８条の２の見出し中「酒酔い操船等」を「酒気帯び操船等」に改め、同条中「船舶の操船者は、酒に酔つた状態その他の」を「何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、」に、「、操船」を「船舶を操船」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。

第８条の２の次に次の１条を加える。

（安全確保等の措置）

第８条の３　警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第１項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

２　警察官は、前項の検査を行つた場合において、当該船舶の操船者が前条第１項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。

第16条第２項第１号および第16条の２第２号中「酒に酔つた状態その他の」を「酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により」に改める。

第25条第１項および第２項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第８条の２第１項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの

(2) 第８条の２第２項の規定に違反して船舶を操船した者

(3) 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた

船舶の操船者

2　第８条の２第１項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、３月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第25条第３項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第４項中第３号を削り、第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

(1) 第８条の３第１項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者

第25条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

5　第11条第１項または第12条第１項の規定による届出（第11条第１項第１号に掲げる行為に係る届出を除く。）をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条中「第４項第３号」を「第５項」に改める。

付　則

1　この条例は、令和６年７月１日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。